

諮問実施機関：熊本県公安委員会

諮問日：平成31年（2019年）3月8日（諮問第27号）

答申日：令和元年（2019年）9月24日（答申個第22号）

事案名：開示請求者が警察官から話を聞かれた事案に関し、警察署が病院に照会した文書に記載されている開示請求者の個人情報の不開示決定に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、開示請求者が警察官から話を聞かれた事案に関し、警察署が病院に照会した文書（捜査関係事項照会書及び回答書）に記載されている開示請求者の個人情報について、平成30年（2018年）11月30日に行った不開示決定は妥当である。

第2 諮問に至る経緯

- 1 平成30年（2018年）11月21日、審査請求人は、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、「〇〇警察署において〇〇（本人）が平成〇〇年〇〇月〇〇日と平成〇〇年〇〇月〇〇日に面談した相談記録と、それに係る病院学校等から本人について知り得た自己情報のすべて」という内容の自己情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 平成30年（2018年）11月30日、実施機関は、「平成〇〇年〇〇月〇〇日及び平成〇〇年〇〇月〇〇日に、開示請求者が〇〇警察署の警察官から話を聞かれた事案に関し、〇〇警察署が病院に照会をした書類等（捜査関係事項照会書及び回答書）」（以下「本件行政文書」という。）に記載された情報を、本件開示請求の対象となる情報（以下「本件対象情報」という。）として特定した。
その上で、当該情報が刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類（以下「訴訟に関する書類」という。）に該当し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第4章の規定の適用を受けない個人情報であるため、条例第32条第3項に基づき条例における開示等の規定を適用しないこととされる情報であることを理由として不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 3 平成30年（2018年）12月28日、審査請求人は、行政不服審査法（平成2

6年法律第68号)第2条の規定に基づき、熊本県公安委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対して本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。

4 平成31年(2019年)3月8日、諮問実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第26条第1項の規定に基づき、熊本県個人情報保護審査会に諮問を行った。

5 平成31年(2019年)4月1日、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の施行に伴い、上記4の諮問について、同条例附則第2項の規定に基づき、当審議会に諮問があったものとみなし、当審議会において調査審議を行うこととなった。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び法定代理人による口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書及び反論書

ア ○○警察署の対応は個人相談となっており、その自己情報においては開示できている為、今回請求したその個人についての病院に照会をした書類に記載されている個人情報はその個人の情報であり、それがなぜ訴訟に係る書類に該当するのかなどの明確な理由が記載されていない。

イ 県警本部の通達(学校におけるいじめ問題への的確な対応について)に「把握したいじめ事案への的確な対応」が書かれているが、本件に於いて全くそのように対処して頂いていない。また上記通達にあるような早期な対応とは程遠く、職務義務違反に値すると考える。弁明書に○○警察署において捜査中の事件と明記してあるが、これを簡単に納得することはできない。私達被害者に心から寄り添い真摯に対応して頂きたい為、その根拠や理由について懇切丁寧にかつわかりやすく説明して頂きたい。

(2) 法定代理人による口頭意見陳述

ア 訴訟に関する書類とは、刑事司法手続に利用することを目的として作成又は取得された文書に限られるべきである。訴訟に関する書類を公にする目的、必要性、有無、程度、公にすることによる被告人、被疑者及び関係者の名誉・プライバシー侵害等、諸般の事情が総合的に考慮されるべきものであると考える。公益上の必要その他の事由があつて相当と認められる場合における例外的な開示は可能であるとする。

本件行政文書は、一番の真実を物語っている書類であり、息子の病状回復にとって必要不可欠なものである。また本件行政文書が公にされることによる弊害は

ない。したがって本件行政文書は訴訟に関する書類に該当しない。

イ 病院に開示請求をすれば貰える書類ではあるが、今後の病院の先生との信頼関係や病院には迷惑をかけず、子どもの診察にしっかり目を向けてもらいたいという思いから、警察に開示請求するのが正当ではないかと考えた。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び当審議会での説明聴取によると、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明書

条例の解釈運用基準では、条例第32条第3項に基づき、開示等の規定を適用しないこととされる情報の例示として「刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物」が挙げられている。

刑事訴訟法において、「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類をいい、種類及び保管者を問わないと解されており、裁判所（裁判官）の保管する書類に限らず、検察官、司法警察職員、弁護士等の保管している書類や不起訴となった事件の書類を含むとされている。

捜査関係事項照会書は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき、司法警察職員が犯罪の捜査にあたって公務所等に必要事項の報告を求める場合に作成される文書であり、当該照会書に基づく回答として公務所等から送付を受けた文書が回答書である。本件行政文書は、刑事訴訟法第197条第2項に基づき照会したものであり、〇〇警察署において捜査中の事件に関して作成された書類であることから「訴訟に関する書類」に該当する。

したがって、本件行政文書は、熊本県個人情報保護条例第32条第3項より条例の適用を受けないことから、不開示とした本件処分に違法又は不当な点はない。

(2) 当審議会での説明聴取

ア 「熊本県公安委員会及び熊本県警察本部長における熊本県情報公開条例審査基準」及び「訴訟に関する書類」についての判例を根拠に、「訴訟に関する書類」とは、不起訴となった事件の書類を含むとしている。

イ 熊本県個人情報保護条例解釈運用基準に基づき運用しており、訴訟に関する書類に記録されている個人情報について、開示請求者に開示する必要性が高いという理由での例外的な開示を可能とする規定はなく、個人情報保護制度上、開示することは出来ないと考える。なお、熊本県警察において、実際にそのような例外的な開示を行った事例はない。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人及びその法定代理人の主張内容並びに実施機関の説明内容

に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件対象情報について

本件対象情報は、審査請求人の母親が審査請求人の受けたいじめについて警察に相談した事案に関し、警察が病院に照会した捜査関係事項照会書及びその回答書に記載されている開示請求者の個人情報である。

2 本件処分の妥当性について

本件対象情報について、実施機関は、訴訟に関する書類に記録された個人情報に当たり、条例第32条第3項に該当すると主張していることから、同項該当性について検討する。

(1) 条例第32条第3項は、「前2節（第31条を除く。）の規定は、第1項各号に掲げる個人情報を除き、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、適用しない。」と規定しており、行政機関個人情報保護法第4章の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、条例第2章第2節及び第3節の規定（第31条を除く。）は、適用しないとしている。

即ち、これらの情報については、条例における個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求並びに救済措置等の規定（苦情処理を除く。）は、適用しないということになる。

(2) 刑事訴訟法第53条の2第2項は、訴訟に関する書類について、行政機関個人情報保護法の規定を適用しない旨を定めている。刑事訴訟法第53条の2第2項に定める訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類をいい、種類及び保管者を問わないと解されており、裁判所・裁判官の保管する書類に限らず、検察官、司法警察職員、弁護士等の保管している書類や不起訴となった事件の書類を含むと解される。（熊本県情報公開条例解釈運用基準を参照）

(3) 本件行政文書は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書及び同照会に対する回答書であり、被疑事件又は被告事件に関して作成された文書であると認められることから、訴訟に関する書類に該当する。

したがって、本件対象情報は、刑事訴訟法第53条の2第2項の規定により行政機関個人情報保護法の規定が適用されない情報であり、条例第32条第3項に該当し、条例における個人情報の開示の規定が適用されないものであるため、不開示が妥当である。

(4) なお、審査請求人の法定代理人は、公益上の必要その他の事由があつて相当と認められる場合における例外的な開示は可能であると主張している。

このことについて、条例第32条第3項において、訴訟に関する書類に記載された情報を含め、行政機関個人情報保護法第4章の規定の適用を受けないこととされ

る個人情報に、条例に基づく個人情報の開示等の規定を適用しないこととしている趣旨は以下のように解される。(条例解釈運用基準を参照)

ア 訴訟に関する書類等については、一般的な行政文書とは異なり、独自の完結した体系的な開示等の制度が設けられており、このような文書に記録された個人情報について、行政機関個人情報保護法に基づく開示等を認めることは、その必要性が乏しいのみならず、これらの文書に係る制度の趣旨を損なうこととなることから、同法の開示等の規定を適用しないこととされている。

イ 条例においても、同法等との整合性を図る必要があることから、条例の開示等の規定を適用しないこととされている。

訴訟に関する書類等に記載された個人情報に条例の開示等の規定を適用しないこととした上記の趣旨を踏まえると、仮に公益上の事由があったとしても、これらの個人情報に条例の開示等の規定を適用することはできない。

したがって、上記の主張は審議会の判断に影響しない。

3 その他の審査請求人及び法定代理人の主張について

審査請求人は、警察がいじめ事案への的確な対応及び懇切丁寧な説明を行うよう主張している。

確かに審査請求人が受けたいじめについて、警察に相談した審査請求人本人及びその法定代理人が、当該相談に関して警察が行った病院への照会内容及び当該照会に対する病院の回答内容について説明を求める心情は理解できる。

しかし、当審議会は、あくまで実施機関による個人情報の不開示決定等が条例に基づき適正に行われたかを審査する機関であるため、条例第32条第3項の該当性について判断したものである。

4 結論

以上の理由で、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議の経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成31年（2019年）3月8日	・ 諮問（第27号）
令和元年（2019年）5月29日	・ 審議
令和元年（2019年）6月26日	・ 審査請求人の法定代理人による口頭 意見陳述、審議
令和元年（2019年）7月24日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和元年（2019年）8月28日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 馬場 啓
 会長職務代理者 徳永 達哉
 委 員 井寺 美穂
 委 員 金澤 裕子
 委 員 詫間 幸江